重度心身障害者医療費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　県の交付する重度心身障害者医療費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において「重度心身障害者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第５号に定める１級又は２級の障害と同程度の障害を有する者

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第６条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医（以下「児童相談所等」という。）により、知能指数が 35 以下の知的障害児者と判定された者

(3) 身体障害者福祉法施行規則別表第５号に定める３級又は４級の障害と同程度の障害を有する者であって、児童相談所等により知能指数が 36 以上 50 以下の知的障害児者と判定された者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第６条第３項に定める１級と認定された者

２　この要領において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

(2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

(6) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

３　この要領において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

４　この要領において「一部負担金等」とは、次に掲げる額をいう。

(1) 65 歳以上 75 歳未満の者（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者及び重度心身障害者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年 10 月 19 日政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態でないため、栃木県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けられない者を除く。）にあっては、保険給付に係る額の１割に相当する額（付加給付等があるときは、その者が医療保険各法の規定により負担すべき額から当該付加給付等の額を控除して得た額と、当該１割に相当する額のいずれか低い額）

(2) 前号に掲げる者以外の者にあっては、医療保険各法の規定により負担すべき額（付加給付等があるときは、その額を控除して得た額）

５　この要領において「市町村民税世帯非課税者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 35 条第１項第３号に規定する市町村民

税世帯非課税者をいい、当該者に相当するものとして市町村長が適当と認める者を含む。

（交付の目的）

第３条　重度心身障害者医療費補助金の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率又は補助額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金等の交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額（交付基準）	交付の相手方
重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図る。	市町村が、当該市町村の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第 116 条の２の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）、国民健康保険法第 116 条の２の規定により当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は当該市町村に住所を有していたと認められることにより高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障害者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。以下「対象者」という。）に対し、対象者が保険給付を受けた場合の一部負担金等の額に相当する額から医療機関等（薬局を除く。）の診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額（その額が 500 円を超える場合は、500 円）の合計額を控除して得た額（対象者が市町村民税世帯非課税者等であって、市町村長が一部負担金等の額に相当する額を助成することとしたものである場合は、一部負担金等の額に相当する額とする。）を助成（以下「償還払い」という。）するために要する経費 ただし、市町村単独で対象者に代えて医療機関等に対して助成相当額を支払った場合は、償還払いに要する経費相当額を限度とする。	当該事業に要する経費の２分の１以内の額	市町村

（交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者が、規則第４条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様　式	部数	申請書に添付すべき書　類　の　名　称	様　式	部数	提出期限
重度心身障害者医療費補助金交付申請書	規則の別記様式第１	１	１　重度心身障害者医療費助成事業計画書 ２　歳入歳出予算（見込）書抄本	様式第１号	１ １	知事が別に定める日

（補助条件）

第５条　規則第６条による条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

（状況報告）

第６条　規則第 11 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様　式	部数	報告書に添付すべき書　類　の　名　称	様　式	部数	提出期限
重度心身障害者医療費補助金事業状況報告書	規則の別記様式第２	１	重度心身障害者医療費助成事業状況報告書	様式第２号	１	知事が別に定める日

（実績報告）

第７条　規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様　式	部数	報告書に添付すべき書　類　の　名　称	様　式	部数	提出期限
重度心身障害者医療費補助金事業実績報告書	規則の別記様式第２	１	１　重度心身障害者医療費助成事業実績報告書 ２　歳入歳出決算（見込）書抄本	様式第３号	１	知事が別に定める日

（補助金の請求）

第８条　規則第 18 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様　式	部数	請求書に添付すべき書　類　の　名　称	部数	提出期限
重度心身障害者医療費補助金交付請求書	規則の別記様式第４	１	交付決定通知書の写し	１	知事が別に定める日

（概算交付）

第９条　規則第 19 条第１項の規定により、規則第５条の規定による補助金交付決定額の範囲内で知事が定める割合の額を概算払いにより交付するものとし、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様　式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
重度心身障害者医療費補助金概算払請求書	様式第４号	1	交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日

附　則（昭和 48 年７月 14 日）

この要領は、昭和 48 年度分の補助金から適用する。

附　則（昭和 54 年９月５日）

この要領は、昭和 54 年度分の補助金から適用する。

附　則（昭和 56 年６月 16 日）

この要領は、昭和 56 年度分の補助金から適用する。

附　則（昭和 57 年 12 月 21 日）

この要領は、昭和 57 年度分の補助金から適用する。

附　則

この要領は、平成６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要領は、平成９年度分の補助金から適用する。

附　則

この要領は、平成 11 年度分の補助金から適用する。

附　則（平成 16 年８月 26 日）

この要領は、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附　則（平成 18 年３月 28 日）

この要領は、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附　則（平成 19 年３月 19 日）

この要領は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附　則（平成 20 年３月 31 日）

この要領は、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附　則（平成 21 年２月３日）

この要領は、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附　則（平成 22 年３月 31 日）

この要領は、平成 22 年３月 31 日から適用する。

附　則（令和２（2020）年３月 31 日）

この要領は、令和２（2020）年度分の補助金から適用する。

附　則（令和３（2021）年３月 31 日）

この要領は、令和３（2021）年度分の補助金から適用する。

附　則（令和４（2022）年３月 31 日）

この要領は、令和４（2022）年度分の補助金から適用する。

様式第４号

年度重度心身障害者医療費補助金交付請求書

金　　円

年　　月　　日付け栃木県指令障第　　号で交付決定の通知があった重度心身障害者医療費補助金について、栃木県補助金等交付規則第 19 条の規定により、概算払いによって交付されるよう請求します。

年　月　日

栃木県知事　福　田　富　一　　様

請求者　住　所
氏　名

１　交付決定額　　金　　円
２　概算払請求額　　金　　円

【参考】規則別記様式第１

第　　号
年　　月　　日

栃木県知事　　様

申請者　住　所
氏　名

年度重度心身障害者医療費補助金交付申請書

年度における重度心身障害者医療費補助金について、重度心身障害者医療費補助金　　円を交付されますよう、栃木県補助金等交付規則第４条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類
１　重度心身障害者医療費助成事業計画書
２　歳入歳出予算（見込）書抄本

【参考】規則別記様式第２

第　　号
年　　月　　日

栃木県知事　　様

報告者　住　所
氏　名

年度重度心身障害者医療費補助金事業状況報告書

年　月　日付け栃木県指令障第　　号で重度心身障害者医療費補助金の交付決定の通知があった重度心身障害者医療費補助金について、栃木県補助金等交付規則第 11 条の規定により、その状況を関係書類を添えて報告します。

関係書類
１　重度心身障害者医療費助成事業状況報告書

【参考】規則別記様式第２

第　　号
年　　月　　日

栃木県知事　　様

報告者　住　所
氏　名

年度重度心身障害者医療費補助金事業実績報告書

年　　月　　日付け栃木県指令障第　　号で重度心身障害者医療費補助金の交付決定の通知があった重度心身障害者医療費補助金について、栃木県補助金等交付規則第 13 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類
１　重度心身障害者医療費助成事業実績報告書
２　歳入歳出予算（見込）書抄本

【参考】規則別記様式第４

年度重度心身障害者医療費補助金交付請求書

金　　円

年　　月　　日付け栃木県指令障第　　号で額の確定の通知があった重度心身障害者医療費補助金を上記のとおり交付されますよう、栃木県補助金等交付規則第18条の規定により請求します。

１　確　定　額　　金　　円
２　受　入　額　　金　　円
３　今回請求額　　金　　円

年　　月　　日

栃木県知事　　様

請求者　住　所
氏　名